

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当
内線番号	76

No.	項目	内容
①	処分名	漁港施設利用の方法、利用料の料率の認可・変更認可
②	法令名	漁港漁場整備法
③	法令番号	平成25年法律第137号
④	根拠条項	第38条
⑤	処分権者	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑥	法令の定め	・第38条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。
⑦	審査基準	・漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準(平成13年3月30日付け12水港第4289号水産庁長官通知)別添2の基準によるものとする。 2. 法第38条第1項の規定による漁港施設の利用の方法、利用料の料率の認可・変更の許可基準
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から60日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から60日以内
⑫	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
⑬	備考	京都府漁港管理規則第2条第1項(3)に定める様式にて申請のこと。